

一般質問の発言規制に関する声明（2011年1月28日）

本日開かれた議会運営委員会（菊池敏行委員長）において、発言を規制する申し合わせがおこなわれました。

これまでの年間30人枠をあてはめ、第1回定例会の一般質問者は9人としました。内訳は、いばらき自民党5人、民主党1人、公明党1人、自民県政クラブ1人、みんなの党1人です。

日本共産党と無所属議員（4人）には質問機会を保障しませんでした。第1回定例会は年間予算を審議する重要な議会です。日本共産党は今回の決定にきびしく抗議するとともに、撤回を強く求めます。

委員外質問にたった私は、発言規制は不当なものであり、発言希望者全員に質問を保障するよう強く主張しました。

本県議会は、1979年までは通告者全員に発言を認めており、事実、76年には64人が一般質問にたっております。人口規模と議員定数からして、47都道府県議会で本県議会のようなきびしい発言枠をきめている例はありません。

議会は言論の府であり、議員の最も重要な権利は「発言の自由」の保障です。行財政を監視し、質すことは議員固有の機能として与えられているものです。地方自治法では「無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論」（第132条）を禁止しているだけです。

県民に責任を負う議員は、1人1票の表決権、選挙権を有しており対等平等であります。多数会派が数の力で発言を制限することは、議会制民主主義を踏みにじるものです。

日本共産党は、県議会で唯一の野党の立場から県民要求を取り上げ、議会本来のチェック機能を発揮し、議会の民主的運営、発言機会の保障を求めて全力をつくすものです。

日本共産党県議会議員 大内 久美子